

「公聴会」及び「国民の声」について
(北陸電力・東北電力)

令和 5 年 2 月
資源エネルギー庁

－ 1. 公聴会について－

- ・ 公聴会は、電力会社の電気料金値上げ認可申請に係る審査プロセスの一環として、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 22 条の規定に基づき、広く一般の意見を聴くことを目的として開催。2 月 14 日に北陸電力の公聴会を富山市、2 月 16 日に東北電力の公聴会を仙台市で開催。
- ・ 公聴会の模様は YouTube でライブ配信。意見陳述に加えて、「国民の声」として寄せられた意見を紹介。
- ・ 公聴会において陳述された意見は、「国民の声」と併せて、料金制度専門会合における審議の参考とする。

＜北陸電力＞

(1) 概要

① 陳述人について

令和 4 年 12 月 5 日から令和 5 年 1 月 31 日まで募集。官報及び当省 Web サイトや経済産業省広報 Twitter に案内を掲載するとともに、北陸地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で 160 以上の団体に周知を依頼。

8 名の方から陳述の届出があり、全員を陳述人として指定した。

② 傍聴人について (同時視聴者数※最大)

194 名

③ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

河野委員、華表委員、圓尾委員、山内委員

《北陸電力の値上げに関する主な意見》

① 値上げについて

- 電気料金を滞納した場合には電気を止められ、生活が維持できなくなる。特に低所得者や生活困窮者に対して、支払いの猶予や分割支払いの相談に応じるなど十分な配慮をお願いする。
- 過疎化地域に立地する能登中核工業団地には「地域の雇用を支える」といった社会基盤要素もあるため、値上げは最大限しないいただきたい。
- 今回の電気料金値上げは、値上げ幅が大きすぎるためこのままでは認められない。
- 今回の値上げは、国際情勢や円安等による火力発電の燃料高騰によるもので、止むを得ない一面がある。

② 経営効率化について

- 多くの株主が株主総会で指摘してきた、経営姿勢の歪みについて、その結果生じてしまったツケを消費者に押し付けることはとんでもないことと思う。今回の値上げは、県民の命に関わる、大きな負担を強いるもの。絶対に認められない。
- さらなる経営効率化により値上げ幅の圧縮を求める。これまでも全社をあげて経営効率化に取り組んできたとのことであるが、火力発電の燃料高騰による供給コストの上昇が電気料金収入を上回るとして、そのまま電気料金の値上げに転嫁するのは、消費生活全般に及ぼす影響を考えると、より慎重な判断が必要。企業の体力としてさらなる経営効率化を図ることはどこまで可能かをヒアリングしつつ、値上げ幅が社会的に妥当であるかを慎重に審査していただくようお願いする。
- 値上げの要因は、ロシア・ウクライナ侵攻や円安による化石燃料価格の高騰という外的要因であると指摘されているが、値上げの背景には北陸電力の経営判断の誤りがあるのではないかと考える。

③ 原子力発電について

- 原発は非常に危険であり、使用済み核燃料の行き先がなく、実効性のある避難計画の作成が困難といった問題を抱えている。老朽化原発は事故に耐えられない恐れがある。原発は安定電源ではない。ロシア・ウクライナ侵攻で見られるように危険なものである。原発事故は、事故により放射能汚染し、国土喪失と言ってもいいような莫大な被害を

もたらし、産業へも影響を与える。

- 委員の皆様には、北陸電力の原発の計画は正しくないことをご理解いただき、料金値上げについては厳しい判断をいただきたい。
- 今回の北陸電力の電気料金値上げについては、北陸電力の経営上の最大のリスクになっている志賀原発（技術的・人為的トラブルが相次ぎ、志賀原発は1号機の臨界事故の隠ぺいが発覚したことなど、経済性も低く、トラブルも多い）について、2026年1月に再稼働を見込むことは、そもそも許されないことである。
- 今回の値上げ申請で、追加の安全対策工事費1,396億円は隠し切れなくなった。今後、再稼働にあたっては巨額の特定重大事故等対処施設の建設も求められる。もはや志賀原発にコストの優位性がないことは明らかで、また安定供給にも役立たず、重大事故のリスクもある。こうした中、北陸電力は資源価格急騰で火力の発電コストが上昇した今を逃せば、志賀原発再稼働の必要性を世論に訴える機会がなくなると考えているのではないか。
- 原子力は事故のリスクがある。本質的、潜在的に危険なものであるということを忘れてはならない。損害賠償責任保険の上限が1,200億円では、到底間に合わないような事態になりかねない中で、それでも再稼働するのは納得できない。

④ 再生可能エネルギーについて

- 再生可能エネルギー推進の取り組み状況についての進捗報告を求める。再エネ賦課金は電気を使用する全世帯から徴収されているが、電力会社を通して徴収しているのであれば、それぞれの電力会社が再生可能エネルギー推進の進捗を各家庭に報告するのが筋だと思われる。国として大きな取り組みをする事業と電力会社ごとの取り組みを分けて、用途と進捗を報告する仕組みを構築して情報公開してください。また、再エネ賦課金は際限なく値上がりしており、それが電気料金の高騰に拍車をかけている面もあるため、国は再エネ賦課金のピークの設定を見直し、国民に中長期計画を明らかにしていくようお願いする。
- 国のエネルギー政策について、電源構成の在り方として、既存のものは安心・安全で使っていただくのはともかく、自然エネルギーや再生エネルギーにスピード感を持って、取り組んでいただきたい。

⑤ 他の意見

- 短期的な燃料費の高騰が原因とは言え、地域の雇用を守るために、中小企業事業者にも配慮した仕組みやメニュー、また、過疎地域では、

企業がなくなった後に別の企業が入るケースはなかなか難しいため、そういったところにも考慮した制度を創設し、支援いただきたい。

- 徹底した情報公開と消費者に対する十分な説明を求める。携帯会社と電気料金がセットになっているようなメニューを選んだ需要家は、直接契約ではないため、北陸電力の電気を使っているにも関わらず、お客様番号を持っていないという理由で、値上げの説明会に出席することが出来ないのは納得がいかない。元々地域独占していた電力会社の存在が大きいため、きちんと説明の対象に入れてほしい。
- 社内のコンプライアンスには十分注意いただきたい。コンプライアンス重視を徹底していただければ、県民が安定的に電気の供給を受けられると考えるため、北陸電力の経営の皆様には、お願いしたい。

<東北電力>

(1) 概要

① 陳述人について

令和4年12月5日から令和5年2月2日まで募集。官報及び当省 Web サイトや経済産業省広報 Twitter に案内を掲載するとともに、東北地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で200以上の団体に周知を依頼。

11名の方から陳述の届出があり、全員を陳述人として指定した。

② 傍聴人について（同時視聴者数※最大）

87名

③ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

安念委員、川合委員、北本委員、山内委員

《東北電力の値上げに関する主な意見》

① 値上げについて

- 世界的原油高に戦争が追加負担された現在のエネルギー危機の中で、東北電力が規制料金を値上げするのは、大変遺憾ながらも低圧の最終保証供給という位置づけであるため致し方ないと思う。他社と比べても値上げ幅は妥当ではないかと考えている。
- 発電所の維持運用などに係る固定的な費用を電気料金に含むため、基本料金、電力量料金ともに、消費者にとっては大幅引き上げとなっており、10年前と比較しても、値上げ幅は理解・納得ができるような内容ではない。
- 燃料価格をはじめとした原価分の上昇についての電気料金価格への転嫁は抑制的に行うべきであり、値上げ幅を縮減する方向での検討をお願いしたい。
- 今回の値上げの申請は燃料費高騰の影響が大きいと認識しているが、なぜ燃料費でない基本料金も値上げなのか。燃料費高騰によるコスト増をそのまま消費者に転嫁するのではなく、経営効率化の取り組みや今後の燃料費の変動などを精査の上、値上げ幅を圧縮してほしい。

② 原子力発電について

- 原発依存の体制維持は、電源構成の変動によって電気料金が引き上げられるという問題を抱えているため、原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべきだと考える。
- 原子力発電を進めるということについては慎重な配慮が必要。また、安全対策工事費やバックエンド費用、電源立地対策費用等をはじめ多額の費用がかかっており、経済合理性の観点からも原子力政策の推進の方向性について検討すべき。
- 原子力発電は建設費、廃炉費用、事故の賠償など原発のコストは決して安くはないと実証されている。原子力をベースロード電源にしないでほしい。女川原発の再稼働を充てにした経営改善では、今後さらなる値上げが予想され、将来に負担を先送りするだけになるため、是非方針を見直していただきたい。

③ 再生可能エネルギーについて

- 風力や太陽光など再生可能エネルギーの拡大をしつつも、実際には

発電に至っていない現状がある様子だが、東北電力として、将来どのように再生可能エネルギーの拡大を進めていくのか、今後の計画を国民・県民にも示すべき。

- 将来どのように再生可能エネルギーの拡大を進めていくのか、今後の計画を国民・県民にも示すべき。将来性を示し上で説明していくことで、生活者としての理解や節電に努めるきっかけに繋がる。
- 系統の制約の問題や発電量の調整など再エネ拡大のために様々課題があることは承知しているが、国の政策や電気事業者の努力によって積極的に進めるべき。
- 燃料変動の少ない再生可能エネルギーによる発電量を増やす必要があり、原発をやめる方向でシフトチェンジする必要があると思う。海外からの輸入燃料依存は高リスクであることは今般の事態で証明され、今後も同様に高リスクであると予想される。
- 再生可能エネルギーの思い切った開発、そして電源構成比率の拡大（化石燃料7～8割から自前の再生可能エネルギーにシフトすること）をぜひ進めていただきたいと考える。
- 現世代・次世代が望む脱炭素化社会や気候危機への対応は、再生可能エネルギーに鍵があると考えするため、東北電力として強かに押し進めて欲しい。
- 福島第一原発事故の教訓を踏まえ、女川原発の再稼働、その他原発の活用を見直していただき、再生可能エネルギーの導入、普及拡大を是非進めていただきたい。

④ 他の意見

- 電気料金値上げの理由・根拠について、2016年の電力自由化等により電気料金の仕組みも複雑化する中、消費者基本法にある、消費者にとっての権利として、なるべく多くの消費者が理解できる内容にしていきたい。
- 電力会社が過度な利益を得ることなく、コスト削減を促進する料金制度についての研究を進め、現行の総括原価方式を見直す方向でお願いしたい。
- 原油、燃料価格、円安の価格水準が落ち着いた場合、速やかに電気料金が引き下がるようにし、そういった制度と運用をお願いしたい。

－ 2. 「国民の声」について －

広く一般の方から御意見を伺う観点から、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページにおいて「国民の声」を設置し、インターネット

を通じて意見募集を行ったところ、北陸電力について計43通の御意見、東北電力については計67件の御意見をいただいた。なお、募集期間は、北陸電力については令和4年12月5日から令和5年2月14日、東北電力については令和4年12月5日から令和5年2月16日。

意見内容の内訳については、以下のとおり。具体的な内容については参考資料6-5を参照。

(1通に複数の意見が記載されている場合は、複数の意見として集計)

〈北陸電力〉

- ・人件費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件
 - ・燃料費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7件
 - ・経営合理化・経営責任に関するもの・・・・・・・・・・ 9件
 - ・値上げに関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25件
 - ・政府の補助等に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
 - ・原子力発電に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件
 - ・再生可能エネルギーに関するもの・・・・・・・・・・ 5件
 - ・自由料金に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
 - ・審査手続きに関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件
- ほか

〈東北電力〉

- ・人件費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12件
 - ・燃料費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11件
 - ・経営合理化・経営責任に関するもの・・・・・・・・・・ 5件
 - ・値上げに関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56件
 - ・原子力発電に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 15件
 - ・再生可能エネルギーに関するもの・・・・・・・・・・ 7件
 - ・電気事業制度に関するもの・・・・・・・・・・・・・・ 11件
 - ・自由料金に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27件
 - ・審査手続きに関するもの・・・・・・・・・・・・・・ 8件
- ほか

以上

「公聴会」及び「国民の声」について
(沖縄電力・四国電力)

令和5年2月
資源エネルギー庁

－ 1. 公聴会について－

- ・ 公聴会は、電力会社の電気料金値上げ認可申請に係る審査プロセスの一環として、電気事業法等の一部を改正する法律附則第22条の規定に基づき、広く一般の意見を聴くことを目的として開催。1月30日に沖縄電力の公聴会を那覇市、2月1日に四国電力の公聴会を高松市で開催。
- ・ 公聴会の模様はYouTubeでライブ配信。意見陳述に加えて、「国民の声」として寄せられた意見を紹介。
- ・ 公聴会において陳述された意見は、「国民の声」と併せて、料金制度専門会合における審議の参考とする。

< 沖縄電力 >

(1) 概要

① 陳述人について

令和4年12月5日から令和5年1月16日まで募集。官報及び当省Webサイトや経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、沖縄地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で180以上の団体に周知を依頼。

3名の方から陳述の届出があり、全員を陳述人として指定した。

② 傍聴人について (同時視聴者数※最大)

252名

③ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

河野委員、東條委員、華表委員

《沖縄電力の値上げに関する主な意見》

① 値上げについて

- 沖縄電力は原子力発電所を所有せず、火力発電に大きく依存しており、昨今の急激な円安やウクライナ情勢の不透明な先行きから燃料調達のコスト増により、一定の値上げはやむを得ないと考える。
- 社会生活と切り離すことのできない電気料金の値上げが行われた場合、我々県民はこれを受け入れざるを得ず、他の支出を抑えることでしかこの事態に対応する術を持たないが、2021年5月に発表された総務省統計局の全国家計構造調査によれば、総世帯における都道府県別年間収入は沖縄県は422万3千円と全国で最も少なく、総世帯の金融資産残高を見ても全国最下位となっており、世帯収入は上がり、また乏しい預貯金から費用を捻出しようにも全国最下位となっている県民生活では非常に困難である。
- 今回の電気料金値上げには断固反対。

② 経営効率化について

- 昨今の燃料高騰については、その影響を緩和すべく沖縄電力又は事業者が経営効率化をしているものの、それでも影響が大きいということは理解しているが、今回の料金変更については、沖縄電力だけの努力ではなく沖縄全体のエネルギーシステムの在り方を考えることも必要だと思っている。
- 今回の経営効率化の取り組みの中では人件費抑制が盛り込まれているが、人件費の抑制を一律に実施する場合には若い世代へ逆進的な影響があり、離職やモチベーションの低下、それに伴う長期的な経営効率の低下が懸念される。役職数の適正化及び能力・パフォーマンスに基づく柔軟な昇給・降級などの人事制度を整備し、可能な限り人件費を抑制していただきたい。そのためにも組織活性化や効率的な知見獲得のための中途採用の実施など、人件費以外のソフト面での経営効率化も実施し、未来の世代である若手社員が沖縄のエネルギーシステムにモチベーションを持って貢献できるような事業整備・環境整備を行うことで、中長期的な経営効率化が為されると考える。
- 若手の活用は企業の成長、中でもDX・GXの推進にはこの世代の働き・知見・感覚が重要になってくるため、費用のみに着目しないようなソフト面の経営効率化に取り組んでいただきたい。

③ 再生可能エネルギーについて

- 再エネ賦課金は廃止すべき。なぜ太陽光発電の売電料金を国民が負担しなければならないのか。

④ 他の意見

- 新型コロナウイルス感染症による行動制限が開け、ようやく人流が戻りつつあり、やっと県経済に明るい兆しが見え始めた中で冷や水を浴びせることにならないか大変懸念している。沖縄経済がより強固な形で安定するまで、一度に約40%も値上げするのではなく、段階的な値上げの検討に加え、政府による電気料金負担の支援をぜひお願いしたい。
- カーボンニュートラルへの積極的な投資の確保をいただきたい。国際的な脱炭素の流れにより、近年化石燃料の開発コストも国際的に増加する中、ウクライナ情勢が沈静化した後も化石燃料価格は低廉するのにか不透明な状況と考えられる中、化石燃料の自給が困難な沖縄電力においては、再生可能エネルギーの導入というのは長期的に電力価格の安定化に繋がると考えており、そのために再生可能エネルギーの導入、そのための系統設備への投資枠の確保、幅広い事業パートナーシップの構築に取り組んでいただきたい。事業パートナーシップの構築については、沖縄電力で全て内製化することなく柔軟な形で様々なプレイヤーとの協業体制を構築することで、効率的かつスピーディーな再エネの事業開発に資すると考える。
- 沖縄には大きな産業がなく、低所得で苦しんでいる方がたくさんいるため、値上げをしないよう政府をあげて取り組んでいただきたい。

<四国電力>

(1) 概要

① 陳述人について

令和4年12月5日から令和5年1月18日まで募集。官報及び当省Webサイトや経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、四国地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で200以上の団体に周知を依頼。

陳述の届出はなかったため、意見陳述は実施していない。

② 傍聴人について（同時視聴者数※最大）

45名

③ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

梶川委員、川合委員、圓尾委員

－ 2. 「国民の声」について －

広く一般の方から御意見を伺う観点から、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページにおいて「国民の声」を設置し、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、沖縄電力について計43通の御意見、四国電力については計20件の御意見をいただいた（なお、募集期間は、沖縄電力については令和4年12月5日から令和5年1月30日、四国電力については令和4年12月5日から令和5年2月1日。）。

意見内容の内訳については、以下のとおり（具体的な内容については参考資料6-5を参照。）。

（1通に複数の意見が記載されている場合は、複数の意見として集計）

〈沖縄電力〉

・ 人件費に関するもの	20件
・ 燃料費に関するもの	13件
・ 経営合理化・経営責任に関するもの	9件
・ 値上げに関するもの	39件
・ 再生可能エネルギーに関するもの	5件
・ 自由料金に関するもの	2件
・ 審査手続きに関するもの	2件
	ほか

〈四国電力〉

・ 人件費に関するもの	3件
・ 燃料費に関するもの	4件
・ 経営合理化・経営責任に関するもの	5件
・ 値上げに関するもの	13件
・ エネルギー政策に関するもの	7件
・ 原子力発電に関するもの	6件
・ 電気事業制度に関するもの	3件
	ほか

以上

「公聴会」及び「国民の声」について (中国電力)

令和5年2月
資源エネルギー庁

－ 1. 公聴会について －

- ・ 公聴会は、電力会社の電気料金値上げ認可申請に係る審査プロセスの一環として、電気事業法等の一部を改正する法律附則第22条の規定に基づき、広く一般の意見を聴くことを目的として開催。2月9日に中国電力の公聴会を広島市で開催。
- ・ 公聴会の模様はYouTubeでライブ配信。意見陳述に加えて、「国民の声」として寄せられた意見を紹介。
- ・ 公聴会において陳述された意見は、「国民の声」と併せて、料金制度専門会合における審議の参考とする。

<中国電力>

(1) 概要

④ 陳述人について

令和4年12月5日から令和5年1月26日まで募集。官報及び当省Webサイトや経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、中国地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で200以上の団体に周知を依頼。

4名の方から陳述の届出があり、全員を陳述人として指定した。

⑤ 傍聴人について（同時視聴者数※最大）

112名

⑥ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

安念委員、河野委員、松村委員

《中国電力の値上げに関する主な意見》

⑥ カルテルと値上げ申請について

- カルテルと電気料金の値上げとの繋がりが見えない。同時期にこのようなことが起こったということは何かあるのではないか。値上げの根拠を知りたい。
- この時期に度重なる不祥事、消費者から強い憤りと批判を持たれている中、値上げ申請は許されるのか。一つ目は不当なカルテルを結んだとされる独占禁止法違反事件。この事件は電力自由化を妨げる非常に大きな犯罪行為。真相も責任も所在も課徴金の処理も明らかにされていない状況下で値上げは理解できない。カルテルによって受けた消費者の損害はむしろ返還されるべき。
- 認可申請されている規制料金の経営効率化の内訳を見ると、2023～2025年の平均で635億円。課徴金はこの金額を上回るものとなっているがどう対応するのか。社長はカルテルが起こったときの一番の責任者ではなかったか。よそ事のように言うのは納得できない。
- カルテルの真相と責任が明らかになるまで値上げ申請ができる立場ではない。
- 値上げ申請は一度保留にして、申請資料を作成し直して、不正について説明してから値上げ申請をすべき。全ての不正の原因や対応を住民にわかりやすい形で明らかにして報告する必要がある。課徴金をどこから支払うつもりなのかわかるように教えて欲しい。
- カルテルについては調査中、事実がはっきりしないというが、そもそも自分が行ったことなのであれば事実関係は自ら説明すべきではないのか。報道だと700億円ほどの課徴金が想定され、今回の電気料金の値上げには関係ない、将来も課さないというが、700億円どうやって捻出するのか。中国電力の収入は基本的に電気料金だと思うが、少なくとも課徴金を払う限りは電気料金から抽出するしかないのではないか。しっかりと説明をしてその後消費者に値上げの説明をすべき。捻出できるのであれば電気料金の値上げの抑制ができるはず。

⑦ 原子力発電について

- 電気料金高騰の原因が燃料費高騰であり、解決策として原発再稼働を求めているが、本当に再稼働が解決策なのか疑問。電気料金高騰の原因に島根2号機の再稼働もあるのではないかと考えている。申請原価の原発関連の費用を見ると、修繕費・減価償却費・設備投資額・原子

カバックエンド費用などを合わせると、2,082億円になり、申請原価の16%を占める。

- 島根原発2号機はすでに34年を経過しており、老朽化が心配である。老朽化すると不具合が多くなりトラブルが度重なることは当然であり、修繕費や維持管理費などのコストがかさむ可能性が高くなるのではないかと思う。経営上の赤字を解消するために何としてでも原発を稼働させなければならない状況の中で、もしトラブルを見つけた場合、本当に安全性を優先できるのだろうか。経営を重視するあまり、トラブル対応を軽視すれば、福島第一原発事故のようになるのではないか。島根原発2号機が再稼働することでトラブルが生じる可能性を考慮されているのか。
- 原子力の利用は国の政策なので、無理な稼働延長を促すような原発推進政策を進める国の責任も重大。国の政策として電気料金に原発の廃炉費用や原発事故の賠償費用を託送料金として含むような仕組みを作っている。この値段は電気料金の中で可視化されておらず、再エネ賦課金と同様に金額を可視化すべき。老朽化原発が今後増える中でこの値段が知らないうちに段々高くなっていくのではないかと心配している。原発関係の費用が電気料金にどれくらい含まれるのかを詳細に可視化する必要がある。
- 原発を動かすことで、燃料費が削減することのみを取り上げるのは原発の費用を算定する上で不公平。島根2号機を一年間動かすと広島型原発800発分の使用済核燃料が出る。この処理の費用を評価しているか。さらに中国電力は2号機はプルサーマル発電をしようと言っているが、その使用済核燃料を処理しようとするとなつたな再処理工場を作る必要があるが、そういった費用を評価しているか。特に事故の際の補償について、その原資を中国電力は持っているのか。損害について補償するつもりがあるのであれば必要な費用を原価に参入すべきであり、そういった対応をせずに今回の値上げ申請がされていると思う。補償のための費用をかけずに原発を再稼働すべきではない。

⑧ 他の意見

- 電力システム改革について、改革とされながらも、全ての改革が中途半端な状況で行われたことが電力価格の上昇を招いた要因の一つと考える。
- 値上げの原因は再エネ普及拡大のためと言いながらも、その普及拡大に政策面においても技術面においても本気で実行しなかった。再エネ事業者から寄せられる声は、なぜ我々が売電している電力価格まで値上がりになるのかといった苦情と疑問。

- 規制料金の性格上、もっと時間をかけて、これからのエネルギー政策を含め国民的議論が必要。これだけ物価が様々なところで上昇している中、もっと慎重にすべき。あまりにも審査期間が短い。
- FIT 制度は福島第一原発事故を教訓として再エネの普及加速のために電気料金よりも高い値段で買い取ることに、当時は国民的合意が得られていたと思う。しかし現在は買取価格よりも電力料金が高く逆転している。なぜ今でも私たちは再エネ賦課金を支払い続けなければならないのか。
- 燃料費高騰が叫ばれている中、燃料費がかからない太陽光発電の電気は最優先で使うべきものだと思う。しかし中国電力によれば太陽光発電の出力抑制したときでも火力発電が動いているとのこと。燃料費が高くCO2が出る火力発電を極力抑えて太陽光発電を最大限利用する、そういったことをやるべきなのに、なぜ火力発電が動いているときに、太陽光発電の出力抑制をしたのか。

－ 2. 「国民の声」について－

広く一般の方から御意見を伺う観点から、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページにおいて「国民の声」を設置し、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、計36件の御意見をいただいた。なお、募集期間は、令和4年12月5日から令和5年2月9日。

意見内容の内訳については、以下のとおり。具体的な内容については資料6-5を参照。

（1通に複数の意見が記載されている場合は、複数の意見として集計）

・ 人件費に関するもの	7件
・ 燃料費に関するもの	10件
・ 経営合理化・経営責任に関するもの	9件
・ 値上げに関するもの	23件
・ 原子力発電に関するもの	10件
・ カルテルに関するもの	9件
・ 審査手続きに関するもの	6件
	ほか

以上